資料 2

高等教育の負担軽減の具体的方策について

人づくり革命基本構想及び 高等教育の負担軽減の具体的方策について

文部科学省 人生100年時代構想推進プロジェクトチーム

「人生100年時代構想会議」の目的と主要テーマ

第1回 人生100年時代構想会議 (平成29年9月11日)配布資料

貝科の

平成29年9月11日 人生100年時代構想推進室

- ◇日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。海外の研究(リンダ・グラットンの著書「ライフシフト」で引用されている研究) を元にすれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。この日本 で、超長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めていきたい。
- ◇こうした超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会 システムはどうあるべきなのか。それこそが、「人づくり革命」の根底にある大きなテーマ。
- ◇こうした社会システムを実現するため、政府が今後4年間に実行していく政策のグランドデザインを検討する新 たな構想会議がこの「人生100年時代構想会議」。

人生100年時代構想会議の具体的なテーマ

- ①全ての人に開かれた教育機会の確保、負担軽減、無償化、そして、何歳になっても学び直しができるリカレ ント教育
- ②これらの課題に対応した高等教育改革※
 - ※大学にしても、これまでの若い学生を対象にした一般教養の提供では、社会のニーズに応えられない のではないか。
- ③新卒一括採用だけでない企業の人材採用の多元化※、そして多様な形の高齢者雇用 ※これが有能な人材確保のカギであり、企業にしてもこれまでの新卒一括採用だけではやっていけない。
- ④これまでの若年者・学生、成人・勤労者、退職した高齢者という3つのステージを前提に、高齢者向け給付 が中心となっている社会保障制度を全世代型社会保障へ改革していく。

人生100年時代構想会議について

- 人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うため、 内閣官房に「人生100年時代構想会議」を設置。
- 同会議の議論は、昨年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に反映。
- **昨年12月に中間報告をとりまとめ**。さらに、**本年6月13日に「人づくり革命 基本構想」をとりまとめ**。基本構想の内容は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)に反映。

第1回 平成29年 9月11日 (月) 議題: 今後の会議の進め方について

第2回 平成29年10月27日(金)議題:幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減

第3回 平成29年11月30日(木)議題:リカレント教育、大学改革

第4回 平成29年12月19日(火)議題:中間報告(案) 第5回 平成30年 2月 8日(木)議題:大学改革

第6回 平成30年 3月23日(金)議題: リカレント教育

第7回 平成30年 5月16日(水)議題:大学改革

第8回 平成30年 6月 1日(金)議題: とりまとめに向けた議論 第9回 平成30年 6月13日(水)議題: 基本構想とりまとめ

<人生100年時代構想会議 構成員>

<ホームページURL> http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/index.html

安倍 晋三 内閣総理大臣 長 (有識者) 議長代理 茂木 敏充 人づくり革命担当大臣 若宮 正子 特定非営利活動法人ブロードバンドスクール協会理事 文部科学大臣 副議長 林 芳正 榊原 定征 日本経済団体連合会会長 加藤 勝信 厚生労働大臣 早稲田大学総長 鎌田 薫 構成員 麻生 太郎 副総理 兼 財務大臣 松尾 清一 名古屋大学総長 義偉 内閣官房長官 菅 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授 世耕 弘成 経済産業大臣 高橋 株式会社日本総合研究所理事長 進 野田 聖子 女性活躍担当大臣 リンダ・グラットン ロンドン・ビジネススクール教授 松山 政司 一億総活躍担当大臣 神津里季生 日本労働組合総連合会会長 宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員 宮本 恒靖 ガンバ大阪U-23監督、元サッカー日本代表主将 品川 泰一 株式会社ユーキャン代表取締役社長 米良 はるか READYFOR株式会社代表取締役CEO 三上洋一郎 株式会社GNEX代表取締役CEO、慶應義塾大学2年生

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)の骨子 (教育の無償化・負担軽減関係部分)

安定財源として、消費税率引上げ(2019年10月)による財源を活用し、新たに生まれる1.7兆円程度を、教育の無償化措置(※)の実行等に充当 ※現行消費税法の規定する使途に基づき、少子化対策としての位置付け

幼児教育

■ 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度の利用者負担額を上限 ※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲については2018年夏までに結論

■ 0歳~2歳児は、当面、非課税世帯を対象として無償化

高等教育

■ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(大学等)について、所得が低い家庭の子供たちに限って無償化を実現

①授業料の減免:住民税非課税世帯の子供たちに国立大学の授業料・入学金を免除、私立大学の場合、平均授業料の水準を勘案して一定額を加算

②給付型奨学金: 学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置

※支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちにも段階的に支援

■ 支援対象について要件を設定

① 支援対象者: 高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認。進学後の学習状況(単位数の取得、GPA、処分等)に応じ、一定の要

件に満たない場合は支援を打ち切り

② 対象大学等: 学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等を対象(実務経験のある教員による科目の配置、外部人材の理事の任命(一定

割合超)、厳格な成績管理、財務・経営情報の開示)

⇒ 2020年4月から無償化を実施(詳細部分は検討を継続し、2018年夏までに一定の結論)

高等学校教育

- 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現
- ⇒ 2020年度までに政府全体として安定的な財源を確保しつつ無償化

※本措置は、消費税の増収を充当するものではないため、安定的な財源の確保が別途必要

「新しい経済パッケージ」について(抄) (平成29年12月8日閣議決定)①

第2章 人づくり革命

3. 高等教育の無償化

(これまでの取組と基本的考え方)

高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

高等教育の負担軽減については、これまでも、授業料減免の拡大とともに、奨学金制度については、有利子から無利子への流れを加速し、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるよう充実を図ってきているほか、返還猶予制度の拡充による返還困難時の救済策の充実などに取り組んできた。また、今年度からは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって進学を断念することがないよう、給付型奨学金制度を新たに創設したほか、卒業後の所得に連動して返還月額が決定されることによって、所得が低い状況でも無理なく返還することを可能とする新たな所得連動返還型奨学金制度を導入した。また、無利子奨学金についても低所得者世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、残存適格者を解消することとした。

最終学歴によって平均賃金に差があることは厳然たる事実5である。また、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低い、これもまた事実である。<u>貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現</u>する6。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。

- 5 (独) 労働政策研究・研修機構調べ (2016年) によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在。「2012年高卒者保護者調査」(文部科学省科学研究費報告書)によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出される。
- 5 高等教育の無償化は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について行う。

「新しい経済パッケージ」について(抄) (平成29年12月8日閣議決定)②

(具体的内容)

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、 真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する7。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に 専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費8を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急 変した場合も含め対応する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、<u>住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課</u>税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

(支援対象者の要件)

支援対象者については、<u>高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認</u>する。他方、<u>大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る</u>こととする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA(平均成績)の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める9。

- 7 国立大学の入学金を上限とした措置とする。
- 8 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、 修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を 除く。併せて、大学等の受験料を計上する。
- 9 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の 6 割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位 4 分の 1 に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。
 3-

4

「新しい経済パッケージ」について(抄) (平成29年12月8日閣議決定)③

(支援措置の対象となる大学等の要件)

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること10、③成績評価基準11を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

(実施時期)

こうした高等教育の無償化については、2020年4月から実施する。なお、<u>上記で具体的に定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得る。</u>

6. これらの施策を実現するための安定財源

(略) 消費税収の使途については、消費税法において、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されていることから(同法第1条第2項)、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)に限定されている。本経済政策パッケージに充てる上記1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

(略)

8. 来年夏に向けての検討継続事項

(2) HECS等諸外国の事例を参考とした検討

今後、引き続き、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、オーストラリアのHECS17等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

- 10 例えば、①実務経験のある教員 (フルタイム勤務ではない者を含む) が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上 (理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要) の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。
- 11 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。
- 17 HECSとは、在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み。

人づくり革命 基本構想①

■人づくり革命 基本構想(目次)

第1章 基本構想の考え方

第2章 幼児教育の無償化

認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス

認可外保育施設の無償化の上限額

実施時期

認可施設への移行の促進

放課後子ども総合プラン

第3章 高等教育の無償化

無償化の対象範囲

支援対象者の要件

支援措置の対象となる大学等の要件

中間所得層に対する支援

第4章 大学改革

各大学の役割・機能の明確化

大学教育の質の向上

学生が身に付けた能力・付加価値の見える化

経営力の強化

大学の連携・統合等

高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

第5章 リカレント教育

教育訓練給付の拡充

産学連携によるリカレント教育

先行分野におけるプログラム開発

技術者のリカレント教育

在職者向け教育訓練の拡充

実務家教員育成のための研修

生産性向上のためのコンサルタント人材の養成

長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成 企業における中途採用の拡大

第6章 高齢者雇用の促進

65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備

高齢者の雇用促進策

公務員の定年の引上げ

※「人づくり革命 基本構想」(官邸HP) https://www.kantei.go.jp/jp/content/000023186.pdf

人づくり革命 基本構想②

(H30.6.13人生100年時代構想会議) ~高等教育関連部分抜粋~

高等教育の無償化

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(H30.6.15閣議決定)の関係部分も同旨

真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を段階的に行う。

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。

無償化の対象範囲

第一に、住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子供たちに対 する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免 除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。 また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平 均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの 対応を図る。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は <u>免除</u>し、<u>公立大学</u>の場合は<u>国立大学の入学金を上限とした措置</u>とする。 私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とす る。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。1 第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを 対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活 費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平 性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとすることとし、具体的には、 日本学生支援機構2「平成24年度、26年度、28年度学生生活調 査」の経費区分に従い、修学費3、課外活動費、通学費、食費(自宅 外生に限って自宅生分を超える額を措置。)、住居・光熱費(自宅外 生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外 の学校納付金(私立学校生に限る。) 4を計上、娯楽・嗜好費を除く。

あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額を措置する。5

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、<u>年収300万円未満の世帯</u>については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

- 1 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料は、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応を図る。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構
- 3 教科書・参考図書等のために支出した経費。
- 4 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金 (同窓会費等の費用を除く。) の平均額の2分の1の額を計上する。
- 5 大学生の5割~7割程度の額を措置する。
- 6 両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

8

人づくり革命 基本構想③

(H30.6.13人生100年時代構想会議) ~高等教育関連部分抜粋~

支援対象者の要件

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA(平均成績)等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

ー なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようにする。

支援措置の対象となる大学等の要件

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる 人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界の ニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等 とする。具体的には、次のとおりとする。7

・実務経験のある教員 (フルタイム勤務ではない者を含む。) <u>が卒業</u> に必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当するもの として配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること⁸ (学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が 判断する場合については、大学等においてその理由や今後の実践的教育の取組を説明しなければならない。)

- ・理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、<u>適正</u>な成績管理を実施・公表していること
- ・法令に則り、財務情報と教育活動(定員充足、進学・就職の状況)に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること

中間所得層に対する支援

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討を継続する。

- 7 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。
- 8 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている場合や、企業等から提供された課題(企画提案等)に取り組む場合、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合など、実践的教育から構成される授業科目については、これに含むものとする。

9

人づくり革命 基本構想4

大学改革

18歳人口が大幅に減っていく中、人材育成を担う大学自体も変わらなければならない。例えば、実際、600校ある私立大学では、39%が定員未充足、41%が赤字となっているなど、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公私立問わず、大学改革を進める。

大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない。

各大学の役割・機能の明確化

大学教育の質の向上を図るためには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

大学教育の質の向上

社会の現実のニーズに対応したカリキュラム編成が行えるよう、外部の意見を反映する仕組みづくりが必要である。このため、社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とすることができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やし、教授会などの運営にも参画する。また、教員を一つの学部に限り専任教員とする運用を緩和し、学内の人的資源を有効活用することによって社会の新たなニーズに柔軟に対応できる教育プログラムを実現する。授業内容や指導方法の改善を図る教員研修の充実のほか、シラバスの記載の充実、成績評価基準の明確化などについての教学面に係る指針を作成する。

10

人づくり革命 基本構想⑤

(H30.6.13人生100年時代構想会議) ~高等教育関連部分抜粋~

学生が身に付けた能力・付加価値の見える化

大学卒業生の質の改善のため、大学に対して学生の学修時間、学修成果などの情報の公開を義務付け、学生が在学中に身に付けた能力・付加価値の見える化を図る。産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積極的に活用していくことを経済団体を通じて各企業に促すとともに、企業が大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信する。

経営力の強化

大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法9を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準(ガバナンス・コード)を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

大学の連携・統合等件

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。あわせて、撤退を含め早期の経営判断を促す経営指導の強化、破綻手続の明確化を進める。

地方においては、地域の高等教育の在り方を議論する「地域連携プラットフォーム(仮称)」を地方大学等の高等教育機関、産業界、地方自治体が構築できるようにする。

これらの施策を進めるとともに、国公私立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」の創設を検討する。

高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育 の推進

実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の 高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラム の開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

9「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)

高等教育へのアクセス機会の確保

【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ▼ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育で・教育にお金がかかり すぎること」(特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている)



【政策の方向性】

<u>貧困の連鎖</u>を断ち切り 格差の固定化を防ぐ

少子化対策に資する

貧しい家庭に育っても、意欲があれば大学等へ進学できる社会へと改革

【政府方針】

低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現

【具体的内容】

授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

※進学後の学修状況など要件を満たす必要あり

高等教育段階における負担軽減方策に関する検討体制

<検討内容>

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない詳細事項について専門的検討を行う。

〈検討体制〉 (役職はH30, 4, 1現在)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA 連合会相談役 赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学 国際公共政策研究科教授

佐竹 敬久 秋田県知事

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

◎三島 良直 国立大学法人東京工業大学前学長・名誉教授

○村田 治 関西学院大学学長 ©: 座長、○: 副座長 ※必要に応じて関係者の意見を聴くこととする。

<検討経緯>

第1回 平成30年1月30日 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について

第2回 平成30年3月 5日 新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方

策の在り方に係る検討項目について

第3回 平成30年4月11日 支援対象者の要件及び支援措置の対象となる大学等の要件についての主

な論点の議論

第4回 平成30年5月15日 支援対象者の範囲(家計基準)、授業料減免額・給付型奨学金給付額の

考え方等についての主な論点の議論 及び 関係団体ヒアリング

第5回 平成30年5月22日 関係団体ヒアリング

第6回 平成30年6月14日 高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告案)

13

「高等教育の負担軽減の具体的方策について」【概要】

(平成30年6月14日 「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告)

I 対象範囲

- 住民税非課税世帯(年収270万円未満)の授業料減免
 - ・国公立大学:国立大学の授業料・入学金の標準額を上限。
 - ・<u>私立大学:授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、私立大学の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限</u>。入学金は、<u>私立大学の入学金の平均額</u>を上限。
- 短大、高専、専門学校は、大学に準ずる。(私立学校の授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、 概ね各学校種の私立学校の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限)
- 給付型奨学金の大幅拡充の考え方
 - ・学生が学業に専念するために必要な生活費
 - ・他の学生や高校を卒業して働いている方との公平性の観点も踏まえ、社会通念上妥当なもの
- 具体的には、日本学生支援機構「学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限り、自宅生を超える部分)、住居・光熱費(自宅外生に限る)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立の在籍者に限り、同窓会費等の費用を除いた平均額の2分の1を勘案)を項目として対象とし、所要額を精査。 娯楽・嗜好費の項目は対象外。併せて、必要な大学等の受験料を項目として対象。
- 全体として支援の崖・谷間が生じないよう「<u>住民税非課税世帯に準ずる世帯」にも段階的に支援</u>し、<u>給付額の段差をなだらかに</u>する。

(家族4人のモデル世帯で年収300万円未満の世帯は3分の2、年収300万円から380万未満は3分の1)

※「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm

14

Ⅱ 支援対象者の要件

- 高校在学時の成績のみならず、<u>高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の学習意欲や学習状況を</u> 確認。
- 大学等への<u>進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合には、支給しない</u>。 具体的には、
 - ★ 次のいずれかに該当する場合
 - i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
 - iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
 - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA (平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合 (ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
 - ※ 2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。

Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件

- 卒業に必要となる標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、実務経験のある教員による 授業科目が配置されていること(全ての学部等が要件を満たすことが必要。)
 - ※ 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、例えば、学外でのインターンシップや 実習等を授業の中心として位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - 実習等を授業の中心として位置付けているなど、<u>主として実践的教育から構成される授業科目を含む</u>。 ※ <u>学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に</u> <u>向けた取組を説明・公表</u>することが必要。
- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する<u>「理事」に産業界等の</u> 外部人材を複数任命していること。

上記以外の設置者の場合は、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していること。

支援措置の対象となる大学等の要件(続き) Ш

- 以下の取組を通じ、成績評価基準を定めるなど、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
 - ・各授業科目における授業計画(シラバス)の作成・公表
 - ・学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による厳格かつ適正な評価、単位授与
 - ・GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
 - ・卒業の認定に関する方針・基準の策定・公表・実施
- 法令に則り、財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示。また、経営情報の一環として、定員充 足や進学・就職の状況などの情報を開示。開示の方法としては、ホームページ等での一般公開を行う。 <u>専門学校</u>については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、<u>上記</u>に相当する情報を開示する ものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示。
- ※ 今回の支援措置が、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなさ れることがないよう、必要な措置を講ずる。例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指 導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを 検討する。

その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項 TV

- 制度の実施・運用は、関係地方公共団体の意見を十分に聴き、関係省庁等と緊密な連携を図りながら検討。
- 不正な受給を事前に防止し、厳正に対処するための厳格な仕組みを講ずる。

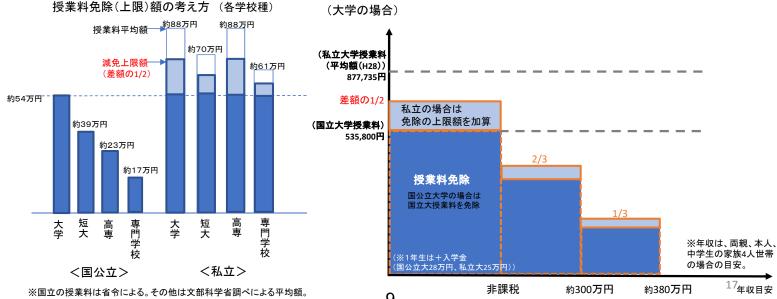
16

対象範囲(授業料減免)

- ■対象となる学校種:大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
- ■対象となる学生 :住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)

- ■授業料免除額の考え方
 - ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
 - ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
 - ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応
- ■入学金免除額の考え方
 - ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
 - ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応 ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応



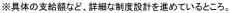
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

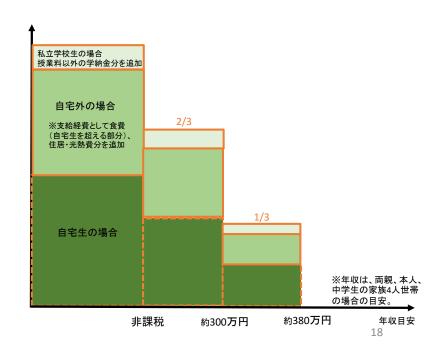
- 9-

対象範囲(給付型奨学金)

- ■対象となる学校種:大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
- ■対象となる学生:住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 (支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる)
- ■給付額の考え方
 - ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
 - ・他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5~7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	〇 (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	0	0
課外活動費	0	0
通学費	0	0
食費	×	△ (自宅分を 超える額)
住居·光熱費	_	0
保健衛生費	0	0
娯楽•嗜好費	×	×
その他の日常費	0	0
受験料	0	0





私立大学における授業料減免について

	現行	新制度(2020年4月~)
スキーム	私立大学等経常費補助金において 授業料減免事業等支援を実施	授業料減免について新たに制度化
減免事業等 対象者	約4.2万人(全私立大学生の約2%) ※短大生を含む	★支援対象者数 大幅拡充 住民税非課税世帯(~年収270万円) 住民税非課税世帯に準ずる世帯(~年収380万円) ※高校在学時の成績は、否定的な判断をせず、本人の学習意欲を確認 ⇒現状より約10倍程度の増を見込む ※仮に低所得層の進学率が全体進学率である8割程度まで上昇するとした場合
減免額	各大学等による運用(減免額は区々)	★支援額 大幅拡充 国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立大学の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限として減免 ※私立の学生のみ、授業料以外の学校納付金分について、給付型奨学金に加算 ※現行で減免額が70万円を超える学生は、減免者全体の5%程度(H27実績)
国の補助	補助額 約71億円(H29実績) 補助割合 2分の1(残り2分の1は大学負担) ※日本私立学校振興・共済事業団を通じた補助	制度の詳細設計について検討中

高等教育の負担軽減の具体的方策について

(報告)

平成30年6月14日 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

<目次>
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
I 負担軽減の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1. 授業料減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1) 大学
(2) 短期大学、高等専門学校及び専門学校
2. 給付型奨学金の大幅拡充・・・・・・・・・・・・・・5
Ⅱ 支援対象者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件・・・・・・・・・・9
1. 実務経験のある教員による授業科目の配置・・・・・・・・10
2. 外部人材の理事への任命・・・・・・・・・・・・・11
3. 厳格な成績管理の実施・公表・・・・・・・・・・・・12
4. 法令に則った財務・経営情報の開示・・・・・・・・・・13
(1) 財務諸表等の情報
(2) 教育活動に係る情報
Ⅳ その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項・・・・・・・・14
1. 実施体制の構築等
2. 不正を防止し、効果的な支援を実施するための方策
(資料1) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について (平成30年1月19日高等教育局長決定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(資料2) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議開催経緯

はじめに

- 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)において、「高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。」とされ、特に高等教育の負担軽減について、「貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと変革する。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現する。このため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。」とされた。
- 政策パッケージにおいて、授業料の減免措置及び給付型奨学金の具体的内容、 支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学、短期大学、高等専門学校及び専 門学校(以下「大学等」という。)等の要件に関し、政策パッケージで「具体的に 定まっていない詳細部分については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を 得る」とされたことを受け、「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家 会議」(平成30年1月19日高等教育局長決定)において、これらの事項につい て検討を進めてきた。
- 平成30年1月の発足以来、6回にわたる議論を経て、このたび、高等教育の 負担軽減の具体的方策について、以下の通り、考え方を取りまとめた。

I 負担軽減の対象範囲

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。

1. 授業料減免

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する**。

※国立大学の入学金を上限とした措置とする。

○ 授業料減免については、大学等に交付することとし、住民税非課税世帯の子供たちに対して以下のように減免を行う方向で検討することが適当であると考えられる。

(1) 大学

- 国立大学は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立大学は、国立大学の授業料の標準額を上限として減免する。私立大学は、授業料の設定に係る裁量性と学生の負担軽減のバランス及び私学助成の考え方を踏まえ、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立大学の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。
- 新入学生に対しては、国立大学は、入学金の標準額¹を上限として減免する (1度に限る。以下同じ。)。公立大学は、国立大学の入学金の標準額を上限と して減免する。私立大学は、私立大学の入学金の平均額²を上限として減免す る。

^{1 「}国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 16 号)」に定め ス標準額

² 「私立大学等の平成 28 年度入学者に係る学生納付金等調査結果」(文部科学省)等における平 均額

(2) 短期大学、高等専門学校及び専門学校

○ 短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料・入学金については、大学に 準じて、次のように減免する。

(i)授業料

- 国立短期大学は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立短期大学は、国立短期大学の授業料の標準額を上限として減免する。私立短期大学は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立短期大学の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。
- 国立高等専門学校(4年生・5年生)は、授業料の標準額³を上限として減免する。公立高等専門学校(4年生・5年生)は、国立高等専門学校の授業料の標準額を上限として減免する。私立高等専門学校(4年生・5年生)は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立高等専門学校の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。
- 国立専門学校は、授業料の標準額¹を上限として減免する。公立専門学校は、国立専門学校の授業料の標準額を上限として減免する。私立専門学校は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね私立専門学校の授業料の平均額²との差額の2分の1を加算した額を上限として減免する。

(ii) 入学金

○ 国立短期大学、国立高等専門学校及び国立専門学校は、入学金の標準額4を 上限として減免する。公立短期大学、公立高等専門学校及び公立専門学校は、 国立の同じ学校種の入学金の標準額を上限として減免する。私立短期大学、私 立高等専門学校及び私立専門学校は、それぞれの入学金の平均額2を上限とし て減免する。

^{3 「}国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 17 号)」 に定める標準額

^{4 「}国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額、「国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令」に定める標準額

2. 給付型奨学金の大幅拡充

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。 これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学 生生活を送るのに必要な生活費を賄えるような措置を講じる。在学中に学生 の家計が急変した場合も含め対応する*。

※他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、

(独)日本学生支援機構「平成 24 年、26 年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

また、全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援 措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。

- 給付型奨学金は、住民税非課税世帯を対象に、大学等の学生個人に対して支払うこととし、学生が学業に専念するために必要な生活費を賄えるようにする。また、他の学生や高校を卒業して働いている方との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとする。その際、自宅・自宅外、国公立・私立等の在籍する学校種ごとの学費・生活費の実態等を勘案する。
- 具体的には、独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査(平成 24、26、28 年度)」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限り、自宅生を超える部分)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立の在籍者に限る。)5を項目として対象とし、娯楽・嗜好費の項目は対象外とする。併せて、必要な大学等の受験料を項目として対象とする。なお、高等専門学校については、寮生が多いことなどにより学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある6ため、その実態を踏まえて対応する。

上記の考え方に沿って、大学等において学業に専念するために必要な生活費 かどうかの観点も踏まえ、所要額を精査する。

○ 住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、全体として支援の 崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準 じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。具体的には、以下 の段階的な支援とすることが適当であると考えられる。

⁵ 授業料免除と同様の考え方により、概ね私立大学の授業料以外の施設整備費等に係る学校納付金(同窓会費等の費用を除く。)の平均額の2分の1の額を勘案する。

⁶ 高等専門学校生の学生生活費は、大学生の5~7割である。

- 年収300万円未満の世帯7については、住民税非課税世帯の子供たちに対する 授業料減免額及び給付型奨学金支給額の3分の2の額を、年収300万円から年 収380万円未満の世帯については、同じく3分の1の額を、それぞれ支援の対 象となる大学等に交付及び支援対象者に支給する。
- 在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。
- 他大学等への転学・編入学の場合、現行の給付型奨学金では通算4年間の支給となっているが、転学・編入学により4年間で学位を取得できない事由がある場合に限り、最大通算6年間まで支給できることとする。
- なお、給付型奨学金は、学業に専念するために必要な生活費を公費により賄 うものとして、社会通念上妥当なものとするとともに、自らの努力で進路を実 現していくことの大切さを否定するような誤解を招くことのないよう、十分に 留意していくことが必要である。

⁷両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

Ⅱ 支援対象者の要件

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA(平均成績)の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める**。

- ※ 例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや ②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告 を連続で受けたときは支給を打ち切る、③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を 打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討す る。
- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としており、公費を投ずることを踏まえれば、本人の学習意欲や学習状況を十分に勘案して、社会的にも理解が得られるような学生に対して支援を行う必要がある。
- このため、支援対象者については、高校在学時の成績のみならず、進学の意 欲や目的等を確認・評価することが必要であり、高等学校等がレポートの提出 や面談等により本人の状況を確認することとする。
- また、大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合には、支給しないこととする。
- 具体的には、以下のいずれかに該当する場合には、直ちに支給をしないこと とする。
 - i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
 - iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断 した場合
- また、毎年度の確認において、次のいずれかに該当する場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給をしないこととする。
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA (平均成績) 等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位 4 分の 1 に属する場合
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場

合

ただし、ii による警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討を行う。

2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても、上記 と同様に「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給しないこととする。

- 留学等の勉学に資すると大学等が認める事由、疾病等のやむを得ないと大学等が認める理由により、正式な手続を経て休学する場合には、その間、停止する支援について、復学時に支給要件等を満たす場合には、標準修業年限を超えない範囲において、支給を再開することができることとする。
- 上記の要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の 数やその事由などについては、大学等ごとに公表するものとする。

Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

(支援措置の対象となる大学等の要件)

こうした支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

- 今回の支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とし、4つの要件を求めることとする。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、支援措置の対象となる大学等の要件において、必要な措置を講じていくこととする®。

⁸ 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、 継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

1. 実務経験のある教員による授業科目の配置

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

- ①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること**
- ※ 例えば、①実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む)が年間平均で修 得が必要な単位数の1割以上(理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能 性について検証が必要)の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されているこ とといった指標が考えられる。
- 社会で自立し、活躍できる人材を育成する上で、人文社会・自然科学といった学問分野の違いに関わらず、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく実務の観点を踏まえた教育の実施が求められる。このような趣旨から、それぞれの学部等の学問分野の特性に応じて、実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者を含む。以下同じ。)による実社会のニーズや変化に対応した授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていることが必要である。
- 具体的には、各学部等(学問分野の特性等により満たすことができない学部等を除く。)において、卒業に必要となる標準単位数9の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置されていることを要件とし、全ての学部等が要件を満たすことが必要である。
- ここでいう「実務経験のある教員」とは、単に教員に学外での勤務経験があるだけでは足りず、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者を指し、「実務経験のある教員による授業科目」とは、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っていることを指す。

経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、企業等から提供された課題(企画提案等)に取り組む、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目は、実務経験のある教員による授業科目に含むものとする。

- 学問分野の特性等により満たすことができないと認められる学部等については、大学等が、学部等の特性等からやむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要である。
- なお、実務経験のある教員による授業科目か否かについては、授業計画(シラバス)等で明らかにする必要がある。

⁹ 大学(4年制):124単位(大学設置基準第32条)、短期大学(2年制):62単位(短期大学設置基準第18条)、高等専門学校:66単位(4・5年生に限る。高等専門学校設置基準第18条)、専門学校(昼間課程):800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数(専修学校設置基準第17条)

2. 外部人材の理事への任命

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

- ②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること**
- ※ 例えば、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。
- 社会のニーズや産業界のニーズを踏まえ、多様な分野における経験や有意義な知見が大学等の運営に直接生かされ、自律的な運営を促進するため、大学等における業務執行において重要な役割を有する理事に、産業界等の外部人材を一定数任命することを要件とする。
- 具体的には、学校運営に、客観的・複眼的な外部の視点からの意見が反映されるよう、国立大学法人、学校法人(準学校法人(私立学校法第64条第4項に定める専修学校の設置のみを目的とする法人)を含む。以下同じ。)や公立大学を設置する地方独立行政法人(以下「公立大学法人」という。)の理事に、社会のニーズを踏まえた経験や多様な分野における知見を学校運営に生かすことが期待される、当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していることを要件とする。
- 国立大学法人については、理事の員数が大学ごとに2名から8名の範囲で法 定されており、理事総数が3名以下の場合を除き、外部人材を複数任命するこ とを要件とする。
- 私立大学等を設置する学校法人については、理事を5人以上置かなければならないとされており、外部人材を複数任命することを要件とする。
- 公立大学法人については、外部人材を複数任命することを要件とし、理事 長、副理事長は、理事に含むこととする。
- 設置者が、国立大学法人、学校法人、公立大学法人以外の場合であり、理事が置かれない場合や、学校の設置・運営を直接の目的としていない法人の場合には、理事への外部人材の任命に代えて、企業等と連携したカリキュラム改善のための委員会など、社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられると認められる組織や体制に、複数の外部人材が参画していることを要件とする。
- 外部人材の理事の役割は、社会のニーズや産業界のニーズを踏まえた経験や 有意義な知見を学校運営に生かすことであり、大学等を取り巻く環境や課題に 応じて適切な役割を果たせる者を登用することが重要であり、各大学等におい て、当該外部人材の理事に期待する役割や任命する理由を明確にすることとす る。

3. 厳格な成績管理の実施・公表

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

- ③成績評価基準*を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること
- ※ 成績評価を客観的かつ厳格に行うために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。
- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、大学等への進学後、学習状況について一定の基準を設定し、これに該当する場合には支給をしないこととしている。

このような仕組みを機能させるための前提として、大学等において、成績評価基準を定め、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していることを求めることとし、具体的には、以下の取組を行っていることを要件とする。

- ・ 各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること
- ・ 学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること
- ・ 成績評価において、GPA などの客観的な指標を設定し、公表するととも に、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること
- ・ 卒業の認定に関する方針・基準を定め、公表するとともに、適切に実施していること
- 単位の修得状況、GPA などの客観的な指標による評価の状況、卒業認定の状況など、上記の取組を通じて把握した学生の学修成果や各大学等の教育成果の状況については、大学等が教育活動の不断の改善を自主的に図る観点から、積極的に公表していくことが必要である。

4. 法令に則った財務・経営情報の開示

【政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)】

④法令に則り財務・経営情報を開示していること

○ 大学等は、授業料減免に係る経費を公費から交付され、会計上の処理を適正に行うこととなるため、大学等の財務・経営面での透明性を確保する必要がある。また、教育の質が確保されず、大幅に定員を割るなど経営に問題のある大学等がある中で、こうした大学等への救済とはならないよう、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を整える観点からも、財務・経営情報の開示が必要である。このため、法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示することを要件とする。

(1) 財務諸表等の情報

- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人については、法令に則り、貸借対 照表、損益計算書その他の財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示 することを要件とし、開示の方法としては、多くの国民が知ることができるよ う、ホームページ等での一般公開を要件とする。
- 設置者が医療法人、社会福祉法人等の上記以外の法人や個人の場合について も、財務・経営面での透明性を確保する観点から、上記と同様な開示の内容・ 方法を必要に応じて定め、法令に則り、情報を開示していることを要件とす る。

(2) 教育活動に係る情報

- 大学、短期大学及び高等専門学校については、法令に則り、学修成果に関する情報などの教育研究活動に係る情報を公表することとされており、学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、大学等の経営情報の一環として、入学者受け入れ、教育課程の編成、卒業の認定に関する方針や、定員充足の状況(収容定員や在学生数)、進学・就職の状況などの情報を開示することを要件とする。
- 専門学校については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、学生が安心して質の高い教育を受けられる環境を確保する観点から、上記に相当する情報を開示するものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示することを要件とする。

Ⅳ その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

1. 実施体制の構築等

- 高等教育の負担軽減の実施に当たっては、国や関係地方公共団体は、国が定める支援の対象となる大学等の要件の確認等の事務を担うこととなるが、具体的な事務の役割分担を含めた制度の実施・運用については、制度を円滑かつ確実に実施する観点から、設置者の役割の観点や私立学校の所轄等も十分考慮しつつ、関係地方公共団体から十分に意見を聴くとともに、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、検討を進めていくことが必要である。
- 給付型奨学金等が円滑かつ確実に実施することができるよう、日本学生支援機構において、システム改修や必要な人員配置等の体制整備を行う。 また、授業料減免についても、制度の円滑かつ確実な実施を図る観点から、 関係機関における体制整備を行う。
- 大学等が授業料減免の所得要件等の確認を円滑に行うため、日本学生支援機構がマイナンバーにより把握した支援対象者及び支援対象者が属する世帯に関する情報その他の必要な情報を活用することを検討する。
- なお、本報告書に記載のない制度の具体的な運用については、昨年度から実施された現行の給付型奨学金の運用の状況等も踏まえ、更に検討を行う必要がある。
- 高等教育の負担軽減の円滑な実施に向け、その要件や手続などについて、大学等の関係機関に加え、支援対象者となり得る子供たちやその保護者に対して、十分に周知すべきである。
- 2. 不正を防止し、効果的な支援を実施するための方策
 - 不正な受給を事前に防止し、こうした受給に対して厳正に対処するため、この制度を実施するために必要な限度において報告徴収や立入検査をできるようにするとともに、学生又は大学等が、虚偽の申請等により、支援を不正に受給した場合において、不正利得としての受給額を上回る金額を徴収できるようにすることも含め、他の法令も参考にしながら検討し、厳格な仕組みを講ずる。
 - 今回の支援措置の対象となる学生等に対して、大学等がやむを得ない理由がなく授業料・入学金等の値上げを行うことは不適当であり、今回の支援措置の趣旨に反すると認められる値上げがなされる場合には、必要に応じて指導・公表を行うなどの措置を講じる。

- 授業料減免や給付型奨学金の支援対象者の無利子奨学金の利用について引き 続き検討する。
- 授業料減免や給付型奨学金の大学等別の受給状況については報告・公表する とともに、支給学生の学修成果や就職状況等の把握・公表により、施策の効果 検証を行っていくことが必要である。

(資料1)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について

平成30年1月19日 高等教育局長決定

1. 趣旨

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)においては、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとした上で、具体的に定まっていない事項については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得ることとされたところである。このことを踏まえ、高等教育段階における負担軽減の具体的方策について検討を行う。

2. 検討事項

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない以下の詳細事項について専門的検討を行う。

- (1) 学校種(特に短大、高専、専門学校)に応じた給付の在り方
- (2) 支援対象者の要件の在り方(入学前の本人の学習意欲の確認方法、在学中の学修状況の確認方法等)
- (3) 外部者の登用など対象となる大学等の要件についてのガイドライン
- (4) その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

3. 実施方法等

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

平成30年1月19日から平成31年3月31日までとする。

5. その他

- (1)会議に係る庶務は、生涯学習政策局の協力を得て、高等教育局に置く人生 100年時代構想推進プロジェクトチームにおいて処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議 名簿

相川 順子 一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会相談役

赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科教授

佐竹 敬久 秋田県知事

千葉 茂 学校法人片柳学園理事長

座 長 三島 良直 国立大学法人東京工業大学前学長・名誉教授

副座長 村田 治 関西学院大学学長

(五十音順・敬称略)

(資料2) 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議開催経緯

第1回 平成30年1月30日(火)

議題: 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について

第2回 平成30年3月5日(月)

議題:新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方策 の在り方に係る検討項目について

第3回 平成30年4月11日(水)

議題:支援対象者の要件及び支援措置の対象となる大学等の要件についての主な 論点の議論

第4回 平成30年5月15日(火)

議題:支援対象者の範囲(家計基準)、授業料減免額・給付型奨学金給付額の考え方等についての主な論点の議論 関係団体ヒアリング

(日本私立大学協会、(独) 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会)

第5回 平成30年5月22日(火)

議題:関係団体ヒアリング

((一社)日本私立大学連盟、(一社)公立大学協会、日本私立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会、(一社)国立大学協会、全国公立短期大学協会)

第6回 平成30年6月14日(木)

議題: 高等教育の負担軽減の具体的方策について (報告案)